

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案に対する修正案 新旧対照表

○出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）

〔傍線部分は修正部分〕

修正後	修正前
<p>目次</p> <p>第一章～第七章 〔略〕</p> <p>第七章の二 難民の認定等（第六十一条の二―第六十一条の二の十八）</p> <p>第八章・第九章 〔略〕</p> <p>附則</p> <p>（事実の調査）</p> <p>第六十一条の二の十七 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 難民調査官は、前二項の調査のため必要があるときは、関係人に対し出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。</p> <p>4 前項の場合において、第六十一条の二第一項又は第二項の申請をした外国人に対し質問をするに当たっては、特に、その心身の状況、国籍又は市民権の属する国において置かれていた環境その他の状況に応じ、適切な配慮をするものとする。</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第七章 〔略〕</p> <p>第七章の二 難民の認定等（第六十一条の二―第六十一条の二の十七）</p> <p>第八章・第九章 〔略〕</p> <p>附則</p> <p>（事実の調査）</p> <p>第六十一条の二の十七 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 〔同上〕</p> <p>〔新設〕</p>

5| 〔略〕

〔難民の認定等を適正に行うための措置〕

第六十一条の二の十八 法務大臣は、難民の認定及び補完的保護対象者の認定を専門的知識に基づき適正に行うため、国際情勢に関する情報の収集を行うとともに、難民調査官の育成に努めるものとする。

2| 難民調査官には、外国人の人権に関する理解を深めさせ、並びに難民条約の趣旨及び内容、国際情勢に関する知識その他難民の認定及び補完的保護対象者の認定に関する事務を適正に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

〔入国審査官〕

第六十一条の三 〔略〕

2 入国審査官は、次に掲げる事務を行う。

一・二 〔略〕

三 第十九条の三十七第一項、第四十四条の九第一項及び第二項、第五十二条の七第一項及び第二項、第五十九条の二第一項並びに第六十一条の二の十七第一項及び第二項に規定する事実の調査を行うこと。

4| 〔略〕

〔新設〕

〔入国審査官〕

第六十一条の三 〔略〕

2 〔同上〕

一・二 〔略〕

三 第十九条の三十七第一項、第四十四条の九第一項及び第二項、第五十二条の七第一項及び第二項、第五十九条の二第一項並びに前条第一項及び第二項に規定する事実の調査を行うこと。

3

[略]

四  
十二

[略]

3

[略]

四  
十二

[略]

○出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案  
 (傍線部分は修正部分)

修正後	修正前
<p>附則            (施行期日)            第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第一条中出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)第十九条の五及び第十九条の十一の改正規定、第三条中日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(以下「特例法」という。)第九条及び第十二条の改正規定並びに附則第二条、第二十二条及び第二十三条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日</p> <p>二 [略]</p> <p>(収容に代わる監理措置等に係る判断の適正等の確保)</p> <p>第一条の二 第二条の規定による改正後の入管法(以下「第二条改正後入管法」という。)に基づく収容に代わる監理措置及び仮放免の制度の運用に当たっては、入管法第二十七条に規定する容疑者</p>	<p>附則            (施行期日)            第一条 [同上]</p> <p>一 第一条中出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)第十九条の五及び第十九条の十一の改正規定、第三条中日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(以下「特例法」という。)第九条及び第十二条の改正規定並びに次条並びに附則第二十二条及び第二十三条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日</p> <p>二 [略]</p> <p>[新設]</p>

又は退去強制を受ける者（以下この条において「容疑者等」という。）の人権に配慮し、判断の適正の確保に努めるとともに、第二条改正後入管法第四十四条の二第九項（第二条改正後入管法第五十二条の二第七項において準用する場合を含む。）又は第五十四条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による通知をする場合において、理由を容疑者等が的確に認識することができるよう記載する等、手続の透明性の確保に努めるものとする。

（在留カードの有効期間に関する経過措置）

第二条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（以下「第一号施行日」という。）前に交付された在留カード（入管法第十九条の三に規定する在留カードをいう。次項において同じ。）の有効期間及びその更新については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされた第一条の規定による改正前の入管法（以下「第一条改正前入管法」という。）第十九条の十一第一項の規定により在留カードの有効期間の更新の申請をする場合における第二条改正後入管法第六十一条の八の三第二項の規定の適用については、当該在留カードの交付を受けた中長期在留者（入管法第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。以下この項並びに附則第四条及び第五条において同じ。）は、

（在留カードの有効期間に関する経過措置）

第二条 前条第一号に掲げる規定の施行の日（以下「第一号施行日」という。）前に交付された在留カード（入管法第十九条の三に規定する在留カードをいう。次項において同じ。）の有効期間及びその更新については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされた第一条の規定による改正前の入管法（以下「第一条改正前入管法」という。）第十九条の十一第一項の規定により在留カードの有効期間の更新の申請をする場合における第二条の規定による改正後の入管法（以下「第二条改正後入管法」という。）第六十一条の八の三第二項の規定の適用については、当該在留カードの交付を受けた中長期在留者（入管法第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。）

その申請の日が十六歳の誕生日（当該中長期在留者の誕生日が二月二十九日であるときは、当該中長期在留者のうるう年以外の年における誕生日は二月二十八日であるものとみなす。）である場合においても、十六歳に満たない者とみなす。

3 第一号施行日からこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間における前項の規定の適用については、同項中「第二條改正後入管法第六十一条の八の三第二項」とあるのは、「入管法第六十一条の九の三第二項」とする。

以下この項並びに附則第四条及び第五条において同じ。）は、その申請の日が十六歳の誕生日（当該中長期在留者の誕生日が二月二十九日であるときは、当該中長期在留者のうるう年以外の年における誕生日は二月二十八日であるものとみなす。）である場合においても、十六歳に満たない者とみなす。

3 第一号施行日からこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間における前項の規定の適用については、同項中「第二條の規定による改正後の入管法（以下「第二條改正後入管法」という。）第六十一条の八の三第二項」とあるのは、「入管法第六十一条の九の三第二項」とする。